

審 第 2 8 6 2 号  
答 申 第 5 5 4 号  
令 和 3 年 3 月 2 3 日

千葉県病院局長 山 崎 晋一朗 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 庄 司 久 雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成27年10月30日付け千が第1520号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第607号

平成27年9月28日付けで異議申立人から提起された、平成27年9月11日付け千が第1222号-1で行った行政文書部分開示決定及び同日付け千が第1222号-2で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について



答 申

第1 審査会の結論

- 1 千葉県病院局長（以下「実施機関」という。）が、平成27年9月11日付け千が第1222号-1で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定1」という。）で不開示とした別表1における不開示部分の欄に記載した各情報のうち、別表2における開示すべき部分の欄に記載した各情報については、開示すべきである。
- 2 本件決定1のうち、別表1における不開示部分の欄に記載した各情報（別表2における開示すべき部分の欄に記載した各情報を除く。）を不開示とした決定及び実施機関が同日付け千が第1222号-2で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定2」といい、本件決定1と併せて「本件各決定」という。）は、妥当である。
- 3 実施機関は、次に掲げる各文書を対象文書として特定の上、開示決定等を行うとともに、再度対象文書を探索の上、当該各文書以外に対象文書を保有していれば開示決定等をすべきである。

平成24年9月25日、平成25年1月23日、同月24日及び平成26年2月28日に開催された千葉県がんセンター医療事故緊急対策会議並びに平成21年5月20日、平成22年6月16日、同年8月18日、平成23年3月16日、同年11月16日、平成24年10月17日、平成25年2月20日及び平成26年3月19日に開催された千葉県がんセンター医療安全管理委員会の会議資料並びに同日に開催された同委員会の議事録

第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書の開示請求

異議申立人は、平成27年5月14日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

## 2 請求の内容

本件請求の内容は、「がんセンターの件について、具体的には別紙のとおり。」「別紙昨今、問題となった千葉県がんセンターの腹腔鏡手術の件に関する情報一切。および、それにかかる不正請求等に関する情報一切。

たとえば、内部告発や隠蔽、懲戒や第三者委員会や報道、起案、議事録・会議報告書、アンケート、チラシ広告およびインターネット上の告知の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、講師の選定、礼金の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、営利企業等への従事許可願、営利企業等への従事許可、贈与等報告書、電話またはその他でのメモ、委員への依頼文やその回答、配布資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、会見の参加者・キャンセル者・申込者、職員側の出席者、その他の出席者、上記の添付文書、上記の関連文書等々、とにかく全て。

なお、非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否・適用除外であっても、全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。

また、事案の移送もお願いいたします。」である。

## 3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、次に掲げる文書を特定した。

### (1) 本件決定1における対象文書について

ア 千葉県がんセンター（以下「センター」という。）<sup>ふくくうきょうか</sup>腹腔鏡下手術に係る第三者  
検証委員会の対象事例に係るアクシデントレポート及びインシデントレポート  
（以下「本件対象文書1」という。）

イ 同事例に係る手術の同意書及び説明記録等（以下「本件対象文書2」という。）

ウ 同事例に係る<sup>ふくくうきょうかすい</sup>腹腔鏡下臍切除後の死亡事故2例に関する院内医療事故調査委員会報告書（以下「本件対象文書3」という。）

エ 同事例に係る「厚生労働省並びに関東信越厚生局千葉事務所及び千葉県による  
社会保険医療担当者の共同指導の実施について」（以下「本件対象文書4」という。）

オ 同事例に係る社会保険医療担当者の監査の実施について（以下「本件対象文書

5」という。)

カ 同事例に係るセンターの職員に係る旅費についての行政文書（以下「本件対象文書6」という。)

(2) 本件決定2における対象文書について

ア 同事例に係る医療事故緊急対策会議の議事録(以下「本件対象文書7」という。)

イ 同事例に係る医療安全管理委員会の議事録（以下「本件対象文書8」といい、本件対象文書1から本件対象文書7と併せて「本件各対象文書」という。)

4 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対して、本件各決定を行った。

5 異議申立て

異議申立人は、本件各決定を不服として、同年9月28日付けで異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件各決定を取り消して、さらに請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの決定を求める。

また、特定された行政文書の名称、開示しない部分及び開示しない理由の欄は説明を具体的に記載することを求める。

なお、請求内容・特定された行政文書の性質、開示請求者・異議申立人が同一であることから、本件決定1、本件決定2に対する異議申立てと併合して審査することを求める。

2 異議申立ての理由

本件決定1について、非開示部分は、いずれも条例第8条第2号にも第6号にもとにも該当しない。また、たとえ2号に該当したとしても、条例第8条第2号ただし書イロハニ全てに該当する。

また、開示しない部分及び開示しない理由の記載に不備がある。

本件決定2について、非開示部分は、いずれも条例第8条第5号に該当しない。また、不開示とされた文書の名称及び開示しない理由の記載に不備がある。

3 意見書の要旨

#### 不開示情報非該当性

- (1) 対象文書に含まれる腹腔鏡下手術問題に係る医療者側の氏名等は医療事故の当事者すなわち被害患者の特定ができず、開示してもなお当該被害者の権利利益を侵害する恐れはない。
- (2) 千葉県は、千葉県情報公開条例の前文、1条、3条、26条、27条等の規定により、故意又は重大な過失がある公務員等の惹起した不祥事について、当該公務員等やその肩書等は積極的に開示する責務がある。
- (3) 同様の医療事故の再発防止を図るのであれば医療事故の再発防止のためのレポートの報告者の氏名、部署名、医師等の氏名、外部委員の氏名、外部調査機関の名称、当該事例の概要、医療事故の内容等は、説明責任があり、積極的に公表すべきである。少なくとも、医師等の氏名、外部委員の氏名、外部調査機関の名称、当該事例の概要、医療事故の内容等は、説明責任があり、公表慣行があるとして開示すべきである。公表慣行がある情報を公にすることにより事業事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはない。
- (4) また、千葉県がんセンターは、本件医療事故の調査・検証中に改めて乳がんに関する医療事故を起こしており、再発防止策を十分に講じていなかった。当該情報は、今般の再発防止策を県民の目で十分に調査・検証するために、必要不可欠な情報である。
- (5) 医師の氏名は、医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第14条の2の規定により公になっている情報に該当する。
- (6) 現在の千葉県個人情報保護条例における自己情報開示請求に対する決定、千葉県個人情報保護審議会答申（第121号等）及び東京高判平成17年2月9日によると、担当の医師名や立会人名等は、第三者情報であると判断されている。
- (7) したがって、当該不開示情報は、条例第8条第2号、5号、6号に全て該当しない。万一、これを不開示とするのであれば、千葉県個人情報保護条例における自己情報開示請求に対する決定で、担当医師名、立会人名等を開示すべきである。
- (8) 保険種別は、加害職員がどの種類の保険に加入している患者を中心に医療過誤・違法な診療報酬の請求をしたのかを知るために必要な情報である。
- (9) マスコミ等で本名を明かしている患者の氏名については、慣行として公になっている情報に該当するとしてただし書きイに該当する。

- (10) 本問題は千葉県立の施設で惹起した事件であるから、患者が千葉県民であるか千葉県以外の都道府県であるかまでの情報すなわち、住所のうち最低限、千葉県であるかその他の都道府県であるのか、そしてその他の都道府県ならばどの都道府県なのかまでは、アカウントビリティの観点から公表慣行があり、条例第8条第2号ただし書きイに該当する。
- (11) 患者の年齢、病室、診療情報については、氏名や住所を伏せた上で一般に学術雑誌や専門書や一般書等で公表される内容である。せめて、年齢は何十代かまでは公表しても患者の権利利益は侵害されない。少なくとも、医療事故の内容については、アカウントビリティの観点から開示すべきである。
- (12) 医療事故の報告者は公務員等であり、医療事故報告は、職務遂行そのものであるから、職、氏名等の情報は、第2号ただし書きに該当するものである。アカウントビリティの観点からも、公表慣行があり、また、千葉県では精神科医療センターの医療事故に関して当該情報に相当する情報を開示しており、理由説明書記載の弁明では本件で特段不開示とすべき事由が認められないため、不開示情報には該当しない。
- (13) 外部調査委員の氏名は、特別職の公務員の職務遂行情報の氏名として、また、公表慣行があるとしてただし書きイ、ハに該当する。
- (14) 加害職員のみならず知事までもが重大な過失により千葉県で初めて処分されるほどの重大な医療事故を検証した法人に関する情報は、最大限の開示をすべきである。
- (15) 当該センターの問題については内部告発者自身が積極的にマスメディアに取材を受けており、公になっている情報が多い。その公になっている情報によると、「同センターでは問題が発覚する約4年前の10年7月、すでに内部告発があった。ところが、病院のトップであるセンター長も、同センターを管轄する県病院局の局長も無視。それどころか、告発した医師は仕事を外されるパワハラを受け、退職に追い込まれた。」とあるとおり、千葉県は内部告発を揉み消していたのである。千葉県民やがん患者やがん患者の支援者を含む主権者は、千葉県が根拠と現実性とをともに備えていない処分理由を盾に情報隠しすることを望んでいない。再発防止する意識があるのであれば、内部告発の隠ぺいはなされなかったであろうし、乳がんの医療過誤も惹き起こらなかったであろう。本件で不開示と処分された情報の多くは、これを開示することで同様の事件の再発を防止することができる情報である。

- (16) 防衛大臣は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）の規定に基づく情報公開請求に対して、防衛医科大学校病院の蘇生救命活動実施一覧表を、患者IDを除いて開示した。その開示文書には、診療科名、実施日時、発見者・発見場所、性別、年齢、身体的情報、医療行為、その結果等々が克明に記載されている。そして、行政機関の保有する情報の公開に関する法律は、条例第8条と同様の規定を有しているにもかかわらず、それでもなお、処分庁の表明するおそれは現実のものとはなっていない。

#### 第4 実施機関の説明要旨

##### 1 本件各対象文書の内容

本件各対象文書は上記第2～3のとおりであり、その内容は次のとおりである。

##### (1) 本件対象文書1について

千葉県がんセンター腹腔鏡下手術に係る第三者検証委員会の対象事例発生後に当事者が作成した状況を明確にし、再発防止のためのアクシデントレポート及びインシデントレポートである。

##### (2) 本件対象文書2について

同事例に係る手術、麻酔、輸血に関する患者やその代理人が署名した同意書、患者やその家族等に症状や診療内容を説明する際に使用した説明記録及び入院診療計画書である。

##### (3) 本件対象文書3について

同事例に係る死亡事故2例に関する院内医療事故検証委員会が作成した報告書である。

##### (4) 本件対象文書4について

同事例の発生を受けて、保険診療の質的向上及び適正化を図ることを目的とした厚生労働省及び関東信越厚生局千葉事務所並びに千葉県による社会保険医療担当者の共同指導を実施するための通知である。

##### (5) 本件対象文書5について

同事例の発生を受けて、診療内容及び診療報酬の請求に関して不当又は著しい不当の疑いが生じたために、厚生労働省及び関東信越厚生局千葉事務所並びに千葉県による社会保険医療担当者の監査を実施するための通知である。



(6) 本件対象文書6について

同事例に係る検証に関して、センターの職員が出張した際の旅費についての行政文書である。

(7) 本件対象文書7について

同事例の発生後にセンターにおいて開かれた医療事故緊急対策会議資料及びその議事録である。

(8) 本件対象文書8について

同事例の発生後にセンターにおいて開かれた医療安全管理委員会資料及びその会議の議事録である。

## 2 不開示の理由

(1) 条例第8条第2号該当性について

本件対象文書1に含まれる氏名、患者ID及び年齢については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であるため、不開示とした。また、医療事故の内容については、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報があることや特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、不開示とした。

本件対象文書2に含まれる氏名、住所、生年月日、個人の印鑑の印影、患者ID及び診療情報については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であるため、不開示とした。また、病室については、特定の個人を識別することができる情報があることや特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、不開示とした。

本件対象文書3に含まれる当該事例の概要については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であるため、不開示とした。

本件対象文書4及び本件対象文書5に含まれる氏名、生年月日、保険種別及び保険記号番号については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であるため、不開示とした。

本件対象文書6に含まれる職員コードについては、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であるため、不開示とした。

(2) 条例第8条第5号該当性について

本件対象文書7及び本件対象文書8は当該医療事故等の審議、検討又は協議に関

する情報であって、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることが考えられ、意思決定の中立性及び率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、不開示とした。

(3) 条例第8条第6号該当性について

本件対象文書1に含まれる報告者の氏名、部署、年齢、職種、経験年数、多忙度及び健康・心理状態、本件対象文書2に含まれる医師の印影並びに本件対象文書1から本件対象文書3までに含まれる医師等の氏名については、医療事故の当事者に関する情報であって、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響が起ることとなり、関係者の協力を得ながら正確な事実関係を明らかにし、再発防止を図るという調査・検証制度の維持及び当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、不開示とした。

本件対象文書3に含まれる外部委員の氏名については、医療事故の検証を行う者に関する情報であって、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響が起ることとなり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、不開示とした。

本件対象文書6に含まれる医師等の氏名及び外部調査機関については、医療事故の当事者及び検証を行う機関に関する情報であって、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響が起ることとなり、関係者の協力を得ながら正確な事実関係を明らかにし、再発防止を図るという調査・検証制度の維持及び当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、不開示とした。

3 異議申立ての理由

(1) 異議申立人は、本件不開示部分は、いずれも、条例第8条第2号、第5号及び第6号に該当しない旨主張する。

しかしながら、上記2に記載のとおり、同条第2号、第5号及び第6号の不開示情報に該当するものである。

(2) また、異議申立人は、たとえ同条第2号に該当したとしても、開示を定めた同号ただし書全てに該当、また、公益上の理由によっても裁量的開示を行うべきと主張するが、この主張には理由がないものである。

(3) さらに、異議申立人は、開示しない部分及び不開示とされた文書の名称、開示しない理由の記載に不備があると主張するが、この主張にも理由がないものである。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件各対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件各対象文書

本件各対象文書は、上記第2 3のとおりであり、その内容は、上記第4 1のとおりである。

実施機関は、本件対象文書1から本件対象文書6までについては、本件決定1において別表1の不開示部分の欄に記載されている情報について、条例第8条第2号又は第6号に該当するとして不開示とし、本件対象文書7及び本件対象文書8については、本件決定2において同条第5号に該当するとしてその全部を不開示とする決定をそれぞれ行っている。

### 2 本件各決定の妥当性

異議申立人は、本件各決定を取り消して、請求した文書を全部開示するよう主張していることから、不開示部分ごとに本件各決定の妥当性を次のとおり検討する。

#### (1) 本件決定1について

##### ア 本件対象文書1について

##### (ア) No. 並びに患者のID及び氏名について

本件対象文書1には、別表1のとおり、No. 並びにセンターにおける腹腔鏡下手術（以下「本件手術」という。）に係る患者のID及び氏名が記載されており、実施機関は、これらの情報を同条第2号に該当するとして不開示としている。

これらの情報は、いずれも当該患者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものと認められる。

したがって、これらの情報は同条第2号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

##### (イ) 報告者部署名、報告者名及び報告区分について

本件対象文書1には、別表1のとおり、報告者部署名、報告者名及び報告区分が記載されており、実施機関は、これらの情報を同条第6号に該当するとして不開示としている。

a これらの情報のうち、報告者部署名及び報告者名は、これらを開示すると

報告者が明らかになり、また、当該報告者は、千葉県がんセンター腹腔鏡下手術に係る第三者検証委員会による調査及び検証において、聞き取り調査を受けた者である。

本件手術に関しては、同委員会が設置され、本件手術の調査及び検証が行われているところ、実施機関は、当該調査及び検証のため本件手術に関わった当事者及び関係者からの協力を得て聞き取り調査を実施していることから、これらの情報を開示すると、これらの者が明らかとなり、その結果、これらの者からの十分な協力を得られず、正確な事実の把握が困難になるなど、真相の究明と再発の防止を目的とする当該調査及び検証並びに将来の同種の事務に著しい支障が生ずることとなり、県の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報は同条第6号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- b また、報告区分は、報告者が特定される情報とは認められず、これを開示することにより、実施機関が説明する、外部からの圧力や干渉等の影響を受け、関係者の協力を得ながら正確な事実関係を明らかにし、再発の防止を図る調査及び検証制度の維持並びに事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、同条第6号に該当せず、開示すべきである。

(ウ) 発生部署／場所の欄における情報について

本件対象文書1には、別表1のとおり、発生部署／場所の欄に本件手術の発生部署及び場所が記載されており、実施機関は、これらの情報を同条第2号に該当するとして不開示としている。

これらの情報は、当該患者の個人に関する情報であるが、特定の個人を識別できるものとは認められず、また、これらの情報を開示しても、発生部署及び場所が明らかになるのみであり、開示することにより、当該患者の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、これらの情報は同条第2号本文に該当せず、開示すべきである。

(エ) 報告者の欄における情報について

本件対象文書1には、別表1のとおり、報告書の欄に報告者の氏名、年齢、

役職、部署名、職種経験年数、部署経験年数、多忙度、健康状態及び心理状態が記載されており、実施機関は、これらの情報を同条第6号に該当するとして不開示としている。

- a これらの情報のうち、報告者の氏名、年齢、役職、部署名、職種経験年数及び部署経験年数は、それ自体では報告者が特定できない場合も考えられるが、それぞれの記載が相まって報告者が特定できる情報と認められることから、上記(イ) aで検討したとおり、同条第6号に該当し、不開示とすることが妥当である。
- b 一方、多忙度、健康状態及び心理状態は、定型的な記載であり、報告者が特定される情報とは認められず、これらの情報を開示することにより、実施機関が説明する、外部からの圧力や干渉等の影響を受け、関係者の協力を得ながら正確な事実関係を明らかにし、再発の防止を図る調査及び検証制度の維持並びに事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、同号に該当せず、開示すべきである。

(オ) 患者の欄における情報について

本件対象文書1には、別表1のとおり、患者の欄に本件手術に係る患者の年齢、入院の有無及び心身状態が記載されており、実施機関は、これらの情報を同条第2号に該当するとして不開示としている。

- a 当審査会において確認したところ、これらの情報のうち、当該患者の年齢は、千葉県ホームページに掲載している千葉県がんセンター腹腔鏡下手術に係る第三者検証委員会報告書で当該患者の年齢は明らかにされており、慣行として公にされている情報であると認められる。

したがって、当該情報は同条第2号イに該当し、開示すべきである。

- b 次に、当該患者の入院の有無は、当該患者の個人に関する情報であるが、特定の個人を識別できるものとは認められず、また、これを開示することにより、当該患者の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該情報は同号本文に該当せず、開示すべきである。

- c 次に、当該患者の心身状態は、当該患者の心身に関する詳細な情報であることから、通常他人に知られたくない情報であって、開示することにより、当該患者の権利利益を害するおそれがあるとは認められる。

したがって、当該情報は同号本文に該当し、同号イからロまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

(カ) 発見者の欄における情報について

本件対象文書1には、発見者の欄に本件手術の発見者に関する情報が記載されており、実施機関は、当該情報を同条第6号に該当するとして不開示としている。

当該情報は、報告者が特定される情報とは認められず、これを開示することにより、実施機関が説明する、外部からの圧力や干渉等の影響を受け、関係者の協力を得ながら正確な事実関係を明らかにし、再発の防止を図る調査及び検証制度の維持並びに事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、同号に該当せず、開示すべきである。

(キ) 発生状況の欄における情報について

本件対象文書1には、別表1のとおり、発生状況の欄に本件手術の種類、内容及び原因が記載されており、実施機関は、これらの情報を同号に該当するとして不開示としている。

これらの情報は、概括的な記載であり、報告者が特定される情報とは認められず、これらの情報を開示することにより、実施機関が説明する、外部からの圧力や干渉等の影響を受け、関係者の協力を得ながら正確な事実関係を明らかにし、再発の防止を図る調査及び検証制度の維持並びに事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、同号に該当せず、開示すべきである。

(ク) 事故内容詳細の欄における情報について

本件対象文書1には、別表1のとおり、事故内容詳細の欄に当該患者に係る事故の内容が記載されており、実施機関は、当該情報を同条第2号に該当するとして不開示としている。

当該情報は、当該事故の内容が詳細に記載されていることから、通常他人に知られたいくない情報であって、開示することにより、当該患者の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は同号本文に該当し、同号イからロまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

(ケ) 事故レベル、報告者が考える防止対策及びリスクマネージャーの評価と対策の欄における情報について

本件対象文書1には、別表1のとおり、事故レベル並びに報告者が考える防止対策及びリスクマネージャーの評価と対策の欄があり、これらの各欄に記載されている情報について、実施機関は、これらの情報を同条第6号に該当するとして不開示としている。

当審査会が本件対象文書1を見分したところ、これらの各欄には報告者が記載した当該事故による影響及び防止対策並びにリスクマネージャーが記載した当該事故の評価等が記載されていることが認められた。

ところで、アクシデントレポート及びインシデントレポートとは、医療に係る事故等の発生時における迅速な対応を図るとともに、その再発の防止を図る目的で作成されるものである。

そうすると、当該目的が達成されるためには正確な事実の報告が不可欠であるが、事故レベル及び報告者が考える防止対策の欄に記載されている情報を開示すると、責任の追及を回避するため、報告者が今後ありのままの事実を記載することをちゅうちょするおそれがあり、また、同様にリスクマネージャーによる評価と対策の欄に記載されている情報を開示すると、今後リスクマネージャーが率直な意見を記載することをちゅうちょするおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、開示することにより、真相の究明と再発の防止を目的とする調査及び検証並びに将来の同種の事務に著しい支障が生ずることとなり、県の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報は同号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 本件対象文書2について

本件対象文書2は、当該患者に係る入院診療計画書(以下「入院診療計画書1」という。)、手術・麻酔同意書、輸血に関する同意書、麻酔についての説明・同意書、入院診療計画書(入院診療計画書1とは様式が異なるもの。以下「入院診療計画書2」という。)及び説明記録から構成されている。

(ア) 入院診療計画書1について

a バーコード並びに患者の番号、振り仮名、氏名及び生年月日について

入院診療計画書1には、別表1のとおり、バーコード、患者番号の欄に本件手術に係る患者の番号、患者氏名の欄に当該患者の振り仮名及び氏名並びに生年月日の欄に当該患者の生年月日が記載されており、実施機関は、これらの情報を同条第2号に該当するとして不開示としている。

これらの情報は、上記ア（ア）で検討したとおり、同号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

b 病棟及び病室について

入院診療計画書1には、別表1のとおり、病棟室の欄に当該患者に係る病棟及び病室が記載されており、実施機関は、これらの情報を同号に該当するとして不開示としている。

(a) これらの情報のうち、病棟は、当該患者の個人に関する情報ではあるが、各病棟に病室は多数存在することから、特定の個人を識別できるものとは認められず、また、これを開示することにより、当該患者の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、病棟は同号本文に該当せず、開示すべきである。

(b) 次に、病室は、当該患者の個人に関する情報であって、具体的な病室の番号が記載されており、それ自体では特定の個人を識別することはできないが、これを明らかにすると、他の情報と照合することにより特定の個人を識別できるものと認められる。

したがって、当該情報は同号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

c 特別な栄養管理の必要性の有無について

入院診療計画書1には、別表1のとおり、特別な栄養管理の必要性の欄に当該患者に係る特別な栄養の管理が必要かどうか記載されており、実施機関は、当該情報を同号に該当するとして不開示としている。

当該情報は、当該患者の心身に関する詳細な情報であることから、上記ア（オ）cで検討したとおり、同号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

d 主治医の氏名及び印影並びに担当者の氏名について



入院診療計画書1には、別表1のとおり、主治医氏名の欄に主治医の氏名及び印影並びに主治医以外の担当者の欄に担当者の氏名が記載されており、実施機関は、これらの情報を同条第6号に該当するとして不開示としている。

これらの情報は、本件手術に関わった当事者及び関係者の氏名及び印影であり、これを開示することにより、これらの者が明らかになることから、上記ア（イ）aで検討したとおり、同号に該当し、不開示とすることが妥当である。

e 病名及び手術の内容等について

入院診療計画書1には、別表1のとおり、病名の欄に当該患者の病名及び推定される入院期間（現時点で予想されるものである。）症状、治療計画、検査内容及び日程、手術内容及び日程看護・リハビリテーション等の計画の欄に当該患者における手術の内容等の情報が記載されており、実施機関は、これらの情報を同条第2号に該当するとして不開示としている。

これらの情報は、当該患者の心身に関する詳細な情報であることから、上記ア（オ）cで検討したとおり、同号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

f 患者及びその代理人の氏名について

入院診療計画書1には、別表1のとおり、患者署名の欄に本件手術の患者及びその代理人の氏名が記載されており、実施機関は、これらの情報を同号に該当するとして不開示としている。

これらの情報は、当該患者又はその代理人の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものと認められる。

したがって、これらの情報は同号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

(イ) 手術・麻酔同意書について

a バーコード、患者の氏名、生年月日、住所及び印影並びにその代理人の住所、氏名及び印影について

手術・麻酔同意書には、別表1のとおり、バーコード、患者氏名の欄に本件手術に係る患者の氏名、生年月日の欄に当該患者の生年月日、同意書の欄に当該患者の住所、氏名及び印影並びに当該患者の代理人に係る住所、氏名

及び印影が記載されており、実施機関は、これらの情報を同号に該当するとして不開示としている。

これらの情報は、上記ア（ア）又は上記（ア）fで検討したとおり、同号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

b 手術の内容について

手術・麻酔同意書には、別表1のとおり、当該患者に係る手術の内容が記載されており、実施機関は、当該情報を同号に該当するとして不開示としている。

当該情報は、当該患者の心身に関する詳細な情報であることから、上記ア（オ）cで検討したとおり、同号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 輸血に関する同意書について

a 患者のID及び氏名並びにバーコードについて

輸血に関する同意書には、別表1のとおり、当該患者のID及び氏名並びにバーコードが記載されており、実施機関は、これらの情報を同号に該当するとして不開示としている。

これらの情報は、上記ア（ア）で検討したとおり、同号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

b 病棟について

輸血に関する同意書には、別表1のとおり、病棟名の欄に当該患者の病棟が記載されており、実施機関は、当該情報を同号に該当するとして不開示としている。

当該情報は、上記イ（ア）b（a）で検討したとおり、同号本文に該当せず、開示すべきである。

c 説明医師の氏名について

輸血に関する同意書には、別表1のとおり、説明医師の欄に輸血に関して説明した医師の氏名が記載されており、実施機関は、当該情報を同条第6号に該当するとして不開示としている。

当該情報は、本件手術に関わった当事者及び関係者の氏名であり、これを開示することにより、これらの者が明らかになることから、上記ア（イ） a で検討したとおり、同号に該当し、不開示とすることが妥当である。

d チェックについて

輸血に関する同意書には、別表1のとおり、輸血の必要性及び起こりうる副作用等、輸血方法及び予定される輸血量等、輸血に関連する検査等、検査薬投与の必要性並びにその他の留意点の欄にチェックが記載されており、実施機関は、当該情報を同条第2号に該当するとして不開示としている。

当該情報は、当該患者の心身に関する詳細な情報であることから、上記ア（オ） c で検討したとおり、同号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

e 患者及び代理人の氏名について

輸血に関する同意書には、別表1のとおり、患者氏名の欄に本件手術に係る患者の氏名が、代理人署名の欄に当該患者の代理人に係る氏名が記載されており、実施機関は、これらの情報を同号に該当するとして不開示としている。

これらの情報は、上記（ア） f で検討したとおり、同号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

(エ) 麻酔についての説明・同意書について

a バーコード並びに患者のID及び氏名について

麻酔についての説明・同意書には、別表1のとおり、バーコード並びに当該患者のID及び氏名が記載されており、実施機関は、これらの情報を同号に該当するとして不開示としている。

これらの情報は、上記ア（ア）で検討したとおり、同号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

b 麻酔法及び手術中や手術後に起こる可能性のある合併症・偶発症について

麻酔についての説明・同意書には、別表1のとおり、当該患者の麻酔法及び手術中や手術後に起こる可能性のある合併症・偶発症が記載されており、

実施機関は、これらの情報を同号に該当するとして不開示としている。

これらの情報は、当該患者の心身に関する詳細な情報であることから、上記ア（オ）cで検討したとおり、同号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

c 医師の氏名について

麻酔についての説明・同意書には、別表1のとおり、麻酔科医師名の欄に麻酔科の医師の氏名が記載されており、実施機関は、当該情報を同条第6号に該当するとして不開示としている。

当該情報は、本件手術に関わった当事者及び関係者の氏名であり、これを開示することにより、これらの者が明らかになることから、上記ア（イ）aで検討したとおり、同号に該当し、不開示とすることが妥当である。

d 患者及びその代理人の氏名について

麻酔についての説明・同意書には、別表1のとおり、患者様氏名または代理人様氏名の欄に本件手術の患者及びその代理人の氏名が記載されており、実施機関は、これらの情報を同条第2号に該当するとして不開示としている。

これらの情報は、上記（ア）fで検討したとおり、同号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

(オ) 入院診療計画書2について

a バーコード並びに患者の番号、振り仮名及び氏名について

入院診療計画書2には、別表1のとおり、バーコード、患者番号の欄に本件手術に係る患者の番号並びに患者氏名欄に本件手術に係る患者の振り仮名及び氏名が記載されており、実施機関は、これらの情報を同号に該当するとして不開示としている。

これらの情報は、上記ア（ア）で検討したとおり、同号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

b 病名、症状、治療の計画、術式名、入院の期間及び特別の栄養管理の必要性の有無について

入院診療計画書2には、別表1のとおり、【病名（他に考え得る病名）の欄

に当該患者の病名、【症状】の欄に当該患者の症状、その他の欄に当該患者に係る治療の計画、【手術または検査の日付】術式または検査名の欄に当該患者の術式名が、【推定される入院期間】の欄に当該患者の入院の期間及び【特別な栄養管理の必要性】の欄に当該患者の特別な栄養の管理が必要かどうか記載されており、実施機関は、これらの情報を同号に該当するとして不開示としている。

これらの情報は、当該患者の心身に関する詳細な情報であることから、上記ア（オ）cで検討したとおり、同号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

c 看護師及び医師の氏名について

入院診療計画書2には、別表1のとおり、看護師名の欄に看護師の氏名及び担当医師名の欄に医師の氏名が記載されており、実施機関は、これらの情報を同条第6号に該当するとして不開示としている。

これらの情報は、本件手術に関わった当事者及び関係者の氏名であり、これを開示することにより、これらの者が明らかになることから、上記ア（イ）aで検討したとおり、同号に該当し、不開示とすることが妥当である。

d 患者の氏名について

入院診療計画書2には、別表1のとおり、患者署名の欄に本件手術に係る患者の氏名が記載されており、実施機関は、当該情報を同条第2号に該当するとして不開示としている。

当該情報は、上記ア（ア）で検討したとおり、同号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

(カ) 説明記録について

a 医師の氏名について

説明記録には、別表1のとおり、医師の欄に医師の氏名が記載されており、実施機関は、当該情報を同条第6号に該当するとして不開示としている。

当該情報は、本件手術に関わった当事者及び関係者の氏名であり、これを開示することにより、これらの者が明らかになることから、上記ア（イ）aで検討したとおり、同号に該当し、不開示とすることが妥当である。

b 患者の氏名について

説明記録には、別表1のとおり、患者氏名の欄に本件手術に係る患者の氏名が記載されており、実施機関は、当該情報を同号に該当するとして不開示としている。

当該情報は、上記ア（ア）で検討したとおり、同号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

c 病名及び手術の内容について

説明記録には、別表1のとおり、病名の欄に当該患者の病名が、枠内に当該患者に係る手術の内容が記載されており、実施機関は、これらの情報を同号に該当するとして不開示としている。

これらの情報は、患者の心身に関する詳細な情報であることから、上記ア（オ）cで検討したとおり、同号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

d 患者に係る代理人の氏名について

説明記録には、別表1のとおり、患者署名の欄に本件手術に係る患者の代理人の氏名が記載されており、実施機関は、当該情報を同号に該当するとして不開示としている。

当該情報は、上記（ア）fで検討したとおり、同号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

ウ 本件対象文書3について

（ア）外部専門家委員の氏名、役職及び所属について

本件対象文書3には、別表1のとおり、センターが設置した腹腔鏡下臍切除後の死亡事故2例に関する院内医療事故調査委員会における外部専門家委員の氏名、役職及び所属が記載されており、実施機関は、これらの情報を同条第6号に該当するとして不開示としている。

実施機関は、これらの情報を開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響が起ることとなり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨主張するが、当該委員に外部からの圧力等が加えられる蓋然性が存するとは言

い難く、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、同号に該当しない。

ところで、これらの情報について同条第2号該当性について検討すると、これらの情報のうち、当該委員の氏名については、当該委員の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものと認められる。

また、当該委員の所属及び役職については、それ自体では特定の個人を識別することはできないが、これを明らかにすると、他の情報と照合することにより特定の個人を識別できるものと認められる。

当審査会において確認したところ、これらの情報のうち、当該委員が所属する学会名は、千葉県のホームページで掲載している千葉県がんセンター腹腔鏡下手術に係る第三者検証委員会報告書で明らかにされており、既に公にされている情報であると認められる。

以上のことから、これらの情報のうち、当該学会名は同号イに該当することから、開示すべきである。

しかしながら、その余の部分は同号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

#### (イ) 職員の所属及び氏名について

本件対象文書3には、別表1のとおり、腹腔鏡下膺切除後の死亡事故2例に関する院内医療事故調査委員会から聴き取り調査を受けたセンターの職員に係る氏名及び所属が記載されており、実施機関は、これらの情報を同条第6号に該当するとして不開示としている。

当該調査を受けた者は、千葉県がんセンター腹腔鏡下手術に係る第三者検証委員会による調査及び検証において、聞き取り調査を受けた者と同一であり、これらの情報を開示することにより、本件手術に関わった当事者及び関係者が明らかになることから、上記ア(イ) aで検討したとおり、同号に該当し、不開示とすることが妥当である。

#### (ウ) 事故の内容について

本件対象文書3には、別表1のとおり、当該患者に係る事故の内容が記載されており、実施機関は、当該情報を同条第2号に該当するとして不開示としている。

当該情報は、上記ア（ク）で検討したとおり、同号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

エ 本件対象文書4及び本件対象文書5について

本件対象文書4は、健康保険法（大正11年法律第70号）第73条（船員保険法（昭和14年法律第73号）第59条において準用する場合を含む。）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第41条及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第66条の規定により、厚生労働省及び関東信越厚生局千葉事務所並びに千葉県が共同で行った指導についての行政文書であり、本件対象文書5は、健康保険法第78条（船員保険法第59条において準用する場合を含む。）、国民健康保険法第45条の2及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条の規定により、厚生労働省及び関東信越厚生局千葉事務所並びに千葉県が共同で行った監査についての行政文書である。

これらの行政文書には、本件対象文書4にあつては【別添1】対象患者一覧及び～FAX送信票～中並びに本件対象文書5にあつては別添対象患者一覧中、別表1のとおり、氏名の欄にそれぞれ当該指導及び監査の対象となったセンターにおける患者の氏名、生年月日の欄に当該患者の生年月日、保険種別の欄に当該患者の保険の種別及び記号番号の欄に当該患者の記号番号が記載されており、実施機関は、これらの情報を同号に該当するとして不開示としている。

これらの情報は、一体として当該患者の個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるものと認められる。

したがって、これらの情報は同号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

オ 本件対象文書6について

(ア) 職員コードについて

本件対象文書6には、別表1のとおり、職員コードの欄に本件手術の関係で出張したセンターの職員コードが記載されており、実施機関は、当該情報を同号に該当するとして不開示としている。

当該情報は、千葉県の各職員に割り振られた固有の番号であり、当該センターの職員における個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるものと



認められる。

また、当該情報は、人事管理のために各職員に割り振られた番号であることから、当該センターの職員における職務の遂行に係る情報とはいえ、同号ハに該当しない。

したがって、当該情報は同号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

(イ) 用務先及びその所在地について

本件対象文書6（1枚目に限る。）には、別表1のとおり、用務先の欄に当該職員における用務先、用務先所在地の欄に当該職員における用務先の所在地が記載されており、実施機関は、これらの情報を同号に該当するとして不開示としている。

実施機関に確認したところ、これらの情報を不開示とした理由は、本件手術の患者に係る代理人の自宅に当該職員が出張したものであり、当該患者に係る代理人の住所及びその最寄り駅が記載されていることから不開示としたとのことであった。

そうすると、上記イ（ア）fで検討したとおり、同号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 職員の氏名について

本件対象文書6（2枚目に限る。）には、別表1のとおり、職員名の欄に本件手術の関係で出張したセンターの職員に係る氏名が記載されており、実施機関は、当該情報を同条第6号に該当するとして不開示としている。

当審査会が本件対象文書6（2枚目に限る。）を見分したところ、当該情報は、同委員会による調査及び検証において、聞き取り調査を受けた者であることから、上記ア（イ）aで検討したとおり、同号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(エ) 用務先について

本件対象文書6（2枚目に限る。）には、別表1のとおり、用務先欄に当該職員の用務先が記載されており、実施機関は、当該情報を同号に該当するとして不開示としている。

当審査会が本件対象文書6（2枚目に限る。）を見分したところ、不開示部分には、当該職員が出張した法人の名称が記載されていることが認められた。

また、当審査会が確認したところ、当該法人は、医療事故の調査を専門に行う法人であることから、その業務の性質に鑑みると、実施機関が説明する、外部からの圧力や干渉等の影響を受け、関係者の協力を得ながら正確な事実関係を明らかにし、再発の防止を図る調査及び検証制度の維持並びに事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められないことから、同号に該当せず、開示すべきである。

## （2）本件決定2について

### ア 本件対象文書7について

本件対象文書7は、本件手術に係る患者の医療事故について報告された千葉県がんセンター医療事故緊急対策会議の議事録であり、実施機関は、同条第5号に該当するとしてその全部を不開示としている。

同会議は、千葉県がんセンター「医療事故緊急対策会議」設置要綱（平成22年4月適用）に基づき、センターで発生した重大な医療事故に対応するために緊急に招集される会議であって、当該医療事故の事実経過の確認並びに緊急的な対応策及び予防策の検討を所掌するとされている。

そして、同会議は、原則として、当該医療事故発生後24時間以内に行われるものであることを踏まえると、当該医療事故に対するセンターにおける初期の段階における当該確認及び検討を行う会議であると解される。

また、当審査会が本件対象文書7を見分したところ、同文書には、議題となった事例について関与した医師等から経過が報告され、当該報告に基づく出席者からの質疑、それに対する回答、今後の課題等が詳細に記載されていることが認められた。

上記のとおり、同会議は当該医療事故が発生した後、速やかに開催され初期の段階における当該確認及び検討を行う会議であることからすると、当該事例についての報告、質疑応答、今後の課題等が記載されている議事録につき、未成熟な検討の過程に関する情報が記載されていると言えるところ、このような情報を開示すると、当該事例についての実施機関の未成熟な検討の過程が明らかになると言えるから、実施機関における他の同種の事案について、率直な意見の交換が不

当に損なわれるおそれがあり、また、県民の誤解及び臆測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められる。

したがって、本件対象文書7に記載されている情報は同号に該当し、不開示とすることが妥当である。

#### イ 本件対象文書8について

本件対象文書8は、当該患者の医療事故について報告された際の千葉県がんセンター医療安全管理委員会の議事録であり、実施機関は、当該文書の情報を同号に該当するとしてその全部を不開示としている。

同委員会は、千葉県がんセンター医療安全管理要綱（平成13年1月1日適用）に基づき、医療の安全に係る対策、教育、調査等の承認又は決定を行うために設置され、所掌事務は、緊急又は重大な問題が発生した場合の対応策の検討、改善策の立案及び職員に対する周知、改善策の実施状況の調査及び見直し並びに医療事故の防止に関する措置を講じることとされている。

また、当審査会が本件対象文書8を見分したところ、同文書には、同委員会に報告した事項、緊急又は重大な問題の対応策、医療事故の防止に係る対策等における検討の過程等が詳細に記載されていることが認められた。

上記のとおり、当該設置の目的及び当該所掌事務を踏まえると、当該事項を基に、当該対応策、当該対策等の検討を行う上で、出席者が率直な意見交換等を行うことが予定されていると言えるところ、本件対象文書8に記載されている情報を開示すると、出席者が外部からの干渉、圧力等に対する懸念などから、具体的、多角的な意見の表明を控えるなどする結果、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると認められる。

したがって、本件対象文書8に記載されている情報は同号該当し、不開示とすることが妥当である。

### 3 本件請求に係る対象文書の特定

異議申立人は、更に請求対象文書を特定した上で、請求した情報は、全て開示するとの決定を求めると主張していることから、実施機関が、本件各対象文書以外の本件請求に係る対象文書を保有しているかを次のとおり検討する。

当審査会が本件各対象文書を見分したところ、実施機関は本件対象文書7及び本件対象文書8として、当該患者の医療事故について報告された際の同会議及び同委員会

の議事録を特定しているが、同会議及び同委員会の資料等は含まれていなかった。

そこで、当審査会が事務局職員をして実施機関の文書が保存されている場所を探索させたところ、上記第1～3に掲げる各文書を保有していた。

本件請求の内容及び実施機関が当該議事録を対象文書として特定していることに鑑みれば、当該各文書も本件請求に係る対象文書として特定すべきである。

したがって、実施機関は、当該各文書を対象文書として特定の上、開示決定等をすべきである。

#### 4 本件各決定における理由の提示

異議申立人は、本件各決定に係る決定通知書の開示しない理由等の記載に不備がある旨主張する。

条例第12条第3項の規定により、実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示しないときは、その理由を書面に記載しなければならないとされている。

当該理由の記載は、実施機関の合理的な判断を確保するとともに、処分の理由を開示請求者に知らせることにある。

そうすると、当該理由の記載は、どの部分がどの不開示条項に該当するのか、及び具体的な不開示の理由などを、その適用の基礎となった事実関係を踏まえて、不開示情報が明らかにならない限度でできる限り具体的に記載しなければならないと言うべきである。

本件決定1に係る決定通知書には、本件対象文書1から本件対象文書6までごとのどの部分が条例第8条各号に該当するかについては記載されていないものの、同条各号に該当する部分が具体的に明示され、その対応関係も明確であると認められ、当該理由も、各不開示の条項に係る規定をそのまま引用しているのではなく、当該理由に該当すると判断した理由が具体的に示されていると認められる。

また、本件決定2に係る当該通知書には、本件決定2を行った行政文書の件名が具体的に記載されており、当該理由も各不開示の条項に係る規定をそのまま引用しているのではなく、当該不開示事由に該当すると判断した理由が具体的に示されていると認められる。

したがって、本件各決定における理由の提示が違法であるとは認められない。

しかしながら、本来、決定通知書における開示しない部分の記載に当たっては、対象文書中で不開示とした部分のどの情報を指しているのかが明確に分かる形で記載す

ることが望ましいものであることから、実施機関においては今後適切に対応されたい。

#### 5 異議申立人のその他の主張

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

#### 6 結論

- (1) 実施機関が行った本件決定1で不開示とした別表1における不開示部分の欄に記載した各情報のうち、別表2における開示すべき部分の欄に記載した各情報については、開示すべきである。
- (2) 本件決定1のうち、別表1における不開示部分の欄に記載した各情報（別表2における開示すべき部分の欄に記載した各情報を除く。）を不開示とした決定及び実施機関が行った本件決定2は、妥当である。
- (3) 実施機関は、上記第1～3に掲げる各文書を対象文書として特定の上、開示決定等を行うとともに、再度対象文書を探索の上、当該各文書以外に対象文書を保有していれば開示決定等をすべきである。

### 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年10月30日	諮問書の受付
平成28年 1月13日	実施機関の理由説明書の受付
平成28年 1月24日	異議申立人の意見書の受付
令和 元年12月23日	審議
令和 2年 1月27日	審議
令和 2年 2月17日	審議
令和 2年 3月16日	審議

別表 1

本件各対象文書		不開示部分
本件対象文書 1		No.、患者のID及び氏名、報告者部署名、報告者名、報告区分、発生部署、場所、報告者の氏名、年齢、役職、部署名、職種経験年数、部署経験年数、多忙度、健康状態及び心理状態、患者の年齢、入院の有無及び心身状態、本件手術の発見者に関する情報、本件手術の種類、内容及び原因、本件手術の患者に係る事故の内容並びに事故レベル、報告者が考える防止対策及びリスクマネージャーの評価と対策の欄における情報
本 件 対 象 文 書 2	入院診療計画書 1	バーコード、患者の番号、氏名及び生年月日、病棟、病室、特別な栄養管理の必要性の有無、主治医の氏名及び印影、担当者の氏名、病名、手術の内容等並びに患者及びその代理人の氏名
	手術・麻酔同意書	バーコード、患者の氏名、生年月日、住所及び印影、その代理人に係る住所、氏名及び印影並びに手術の内容
	輸血に関する同意書	患者のID及び氏名、バーコード、病棟、輸血に関して説明した医師の氏名、チェック並びに患者及びその代理人の氏名
	麻酔についての説明・同意書	バーコード、患者のID及び氏名、麻酔法及び手術中や手術後に起こる可能性のある合併症・偶発症、医師の氏名並びに患者及びその代理人の氏名
	入院診療計画書 2	バーコード、患者の番号、振り仮名及び氏名、病名、症状、治療の計画、術式名入院の期間、特別な栄養管理の必要性の有無並びに看護師、医師及び患者の氏名
	説明記録	医師及び患者の氏名、病名、手術の内容並びに患者に係る代理人の氏名
本件対象文書 3		外部専門家委員の氏名、役職及び所属、職員の所属及び氏名並びに事故の内容

本件各対象文書	不開示部分
本件対象文書4及び本件対象文書5	患者の氏名、生年月日、保険の種別及び記号番号
本件対象文書6	センターの職員に係る職員コード、用務先、その所在地、及び氏名

別表2

本件各対象文書	開示すべき部分
本件対象文書1	報告区分、発生部署、場所、報告者の多忙度、健康状態及び心理状態、患者の年齢及び入院の有無、本件手術の発見者に関する情報並びに本件手術の種類、内容及び原因
本件対象文書2のうち入院診療計画書1	病棟
本件対象文書2のうち輸血に関する同意書	病棟
本件対象文書3	外部専門家委員の所属（学会名に限る。）
本件対象文書6（2枚目に限る。）	センターの職員に係る用務先

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏名	職業等	備考
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴木 牧子	弁護士	部会長職務代理者
湊 弘美	弁護士	

(五十音順)